

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費および医療費通知について ～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の、自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が、表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。

- ・後期高齢者医療制度、または、介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円未満の場合は、支給されません。

○自己負担限度額

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】



| 負担割合 | 区 分 | 自己負担額の合計額の基準額 | |
|------|----------|---------------|-----|
| 3割 | 現役並み所得者 | 67万 | |
| 1割 | 一 般 | 56万 | |
| | 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ（※1） | 31万 |
| | | 区分Ⅰ（※2） | 19万 |

※1 世帯全員が、住民税非課税である方。

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または、老齢福祉年金を受給している方。

対象者には、個別にお知らせします。

申請書が届いた方は、市役所介護福祉課高齢者福祉担当まで提出をお願いします。

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めてもらうため、皆さんの医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望の方に医療費通知を送付しています。次回の発行は、3月（平成23年7～12月の医療費を対象）に行います。

○新たに発行希望の方はご連絡を

新たに発行を希望する方は、お手数ですが北海道後期高齢者医療広域連合または、市役所介護福祉課高齢者福祉担当へご連絡ください。電話でのご連絡で、手続きができます。



- ・すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方については、継続して発行しますので、再度ご連絡の必要はありません。
- ・この通知を受け取ることにより、申請等の手続きを行う必要はありません。
- ※この通知を、確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
TEL 011(290)5601番
市役所介護福祉課高齢者福祉担当
TEL (23) 6111番 内線2174・2183